

定期監査指摘事項

監査対象機関名	教育課
監査実施年月日	令和2年1月17日（金）、24日（金）
監査の結果	措置の状況
<p>文化財保護審議会委員報酬について</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員報酬は、千早赤阪村報酬及び費用弁償条例の別表の「附属機関の委員」を適用し支払っているとのことだが、報酬を支払うための決裁にその記載がないため記載すること。 委員である大阪府の職員に対し、報酬を支払っていないが不支給とする根拠資料が添付されていない。 規則には、文化財の保存及び活用に要する経費に関することについての諮問に応じると規定されているので、報告ではなく諮問すること。 起案の決裁過程で、誰がどの時点で修正をしたのか分からないまま決裁された文書があるが、起案者の起案内容が大幅に修正されており、起案内容に変更がある場合は、起案のやり直しが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 決裁文書に附属機関の委員の金額を適用している旨を記載します。 府職員が報酬を辞退する場合、報酬辞退届を提出してもらいます。 規則の見直しを検討します。 指摘通り行います。
<p>生涯学習事業の報酬単価について</p> <ul style="list-style-type: none"> 時間単価を決定した根拠となるものがない。何を基準に単価を決定したのか根拠となる資料を決裁文書に添付すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 時間単価を決定した根拠資料を決裁文書に添付します。
<p>図書広域連携の契約について</p> <ul style="list-style-type: none"> 図書の広域連携を開始してからかなりの年数が経過しているため単年度の簿冊のみでは経緯が不明であり担当者が変更すると経緯がわからない。最初に契約した契約書の写しを各年度の簿冊に綴ってはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 契約書の写しを単年度の簿冊ごとに綴ります。

監査の結果	措置の状況
<p>図書システムの契約について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約保証金の免除申請が出されているが、契約保証金を免除する旨の決裁がとられていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約保証金免除の決裁をとります。
<p>上赤坂城跡土地借上料について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保存のために土地を借りているのであれば、教育課であるが活用のためならば観光・産業振興課である。保存のためなのか保存プラス活用のためなのか位置づけすること。 ・ 借地する目的を記載した決裁後に、相手方と交渉に入り条件等の協議を整え、条件が整えば借地契約を締結する経過の書類が無く、契約を締結する決裁であるので、経過の分かるように決裁手続きを行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保存のための土地借用です。 ・ 今後契約を見直す際に行います。
<p>千早赤阪村立郷土資料館管理業務委託について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理負担区分の表には人件費以外の経費が記載されている。人件費以外の経費も積算金額（予定価格）に計上すること。 ・ 契約保証金の免除申請はされているが免除する決裁がない。 ・ 受託業者である（社）千早赤阪楠公史跡保存会に郷土資料館の一部を使用許可しているが、受託業者の事務所も兼ねているのであれば、光熱水費等の費用は負担を求めること。また、委託業務に使用させる事務所であれば、村の負担となる。 （村財務規則第 90 条第 7 項） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人件費以外の経費も積算金額（予定価格）に計上します。 ・ 契約保証金免除の決裁をとります。 ・ 行政財産使用許可にて電気、水道の経費を免除します。

監査の結果	措置の状況
<p>社会教育委員報酬について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公務員である委員に対し、報酬を支払っていないが不支給とする根拠資料が添付されていない。 ・会議の招集は、教育長名で招集しているが、条例には議長が招集する旨、規定されている。条例の規定どおり議長名で招集すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・不支給とする根拠資料については、辞退届を提出してもらいます。 ・当該年度の議長選任後は議長名で招集します。
<p>くすのきホール舞台照明・音響関係操作作業業務委託について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業報告書により作業完了を確認しているが、書面による確認だけでなく、現場立ち合いによる確認を一度は行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現場での立ち合いについても適宜行います。
<p>B & G財団全国教育長会議の特別旅費について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管外出張をする場合は決裁をとること。 ・高額な旅費は概算払い制度を検討すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・管外出張の際の決裁を取ります。 ・高額旅費の概算払いについては検討します。
<p>学校給食食物アレルギー対応検討委員会委員の報償金について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会の委員であるのであれば、報酬として支払う方法を検討すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・要綱において、報償金を支給することを規定していますが、今後検討します。